

## 品川区商店街販路開拓支援事業助成金交付要綱

制定 令和3年4月1日 区長決定 要綱第130号

### (目的)

第1条 この要綱は、区内商店街に係る催事、ECサイトの開設、個店への来訪を促す番組制作その他の販路開拓事業の支援を行うことにより、区内商店街およびその個店の新規顧客獲得および販路開拓に繋げることで、個店の発展および商店街の活性化を図ることを目的とする。

### (助成)

第2条 区長は、品川区商店街連合会（以下「助成対象者」という。）に対し、この要綱による品川区商店街販路開拓支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付し、その運営に要する経費の一部を予算に定めるところにより助成するものとする。

### (助成対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象者が実施する区内商店街およびその個店の販路開拓事業であって、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 事業実施1回につき、参加店舗数が原則5店舗以上であること。
- (2) 前号の参加店舗は、原則区内商店街加盟店または品川区商店街振興組合連合会が発行する品川区共通商品券取扱店に限ること。

### (助成金の対象経費)

第4条 助成金の対象経費は、当該事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げるもの（以下「助成対象経費」という。）とする。

### (助成金の額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において、助成対象経費に別表の助成率を乗じた額（1千円未満の端数は切り捨て。以下この条において同じ。）とする。ただし、別表に限度額の定めのある経費については、予算の範囲内において、当該上限額と助成対象経費に別表の助成率を乗じた額とを比較し、いずれか低い額とする。

### (助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書（第1号様式）により区長に提出しなければならない。

### (助成金の交付決定)

第7条 区長は、前条の申請があった場合において、助成金を交付することを適当と認めるときは、助成金交付決定通知書（第2号様式）により当該助成対象者（以下「助成事業者」という。）に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による決定に際して、必要な条件を付することができる。

### (助成事業の内容変更等)

第8条 助成事業者は、前条の規定による決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容を著しく変更し、または助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更等

承認申請書（第3号様式）により区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請を受けた場合において、承認することを適当と認めるときは、変更等承認決定通知書（第4号様式）により助成事業者に通知するものとする。  
（遅延等の報告）

第9条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しないときまたは助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに理由その他必要な事項を区長に報告し、その指示を受けなければならない。  
（非常災害の場合の処置）

第10条 区長は、助成事業者が非常災害等により被害を受けたため助成事業の遂行が困難となったときは、必要に応じ、特別な措置を指示するものとする。  
（実績報告）

第11条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（第8条の規定による中止の承認を受けたときを含む。）または助成金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。  
（助成金の額の確定）

第12条 区長は、前条の規定による報告があった場合において、助成事業の成果が第7条の規定による助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第6号様式）により助成事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により交付すべき助成金の確定額は、助成事業の実施に要した経費の額または交付決定した助成金の額のうち、いずれか少ない額とする。  
（助成金の請求）

第13条 助成事業者は、前条第1項の通知を受けた場合には、速やかに請求書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。  
（助成金の概算払い）

第14条 助成事業者は、前条の規定にかかわらず、助成金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（第8号様式）を区長に提出しなければならない。この場合において、第12条の規定により助成金の額が確定したときは、速やかに助成金精算書（第9号様式）により精算しなければならない。  
（交付決定の取消し）

第15条 区長は、助成事業者が次の各号いずれかに該当する場合は、第7条の規定による助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

（助成金の返還）

第16条 区長は、助成金の交付を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その

返還を命じるものとする。

- 2 区長は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定をした場合において、既にその額を超える額が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(違約加算金)

第17条 区長は、第15条の規定により、この助成金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、助成金の返還を命じたときは、助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間は既返還額を控除した額とする。）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満は切り捨てるものとする。）を納付させるものとする。

- 2 前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第18条 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 同項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

- 3 同項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係わる違約加算金の基礎となる未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(資産処分承認等)

第19条 助成事業者は、取得した資産または効用の増加した資産（以下「取得財産等」という。）について台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

- 2 助成事業者は、別に定める期日までの間、取得財産等のうち取得価格または効用の増加した価格が50万円以上のものを交付目的に反して使用し、貸し付け、譲渡し、交換し、または債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第10号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 区長は、前項の承認をした場合において、助成事業者に取得財産等の処分により収入があるときは、既に交付している助成金の額を限度として、当該収入の全部または一部を納付させることができる。

- 4 助成事業者は、助成事業の終了後5年間、常に助成事業の内容等を公開できるよう資料を整備しなければならない。

(助成金の経理等)

第20条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5

年間保存しなければならない。

(検査)

第21条 助成事業者は、区長が助成事業の運営および経理等の状況について検査を求めたときは、これに応じなければならない。

(適用)

第22条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については品川区補助金等交付規則（昭和39年4月1日品川区規則第4号）の規定を適用する。

(委任)

第23条 この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別 表

助成対象事業・経費	助成率	限度額
<b>1. 販路開拓事業の実施</b>		
(1) 実施時の必要経費 ・参加店募集事務、出店準備作業、会場設営撤去、販売補助、商品陳列補助、売上データ管理、食品等の証明書発行手続き補助、原材料表示シール制作補助、衛生検査手続き補助、店舗取材、催事先との調整事務	10/10	・事業実施1回につき 450千円
(2) 周知経費 ・チラシやポスター等印刷、広告の新聞折込み、Web・SNS等での広告掲載	10/10	
(3) その他備品購入等経費 ・備品経費（什器、音響機器の購入またはリース・出店に係る消耗品等の購入）、司会謝礼、ECサイト制作経費、番組制作に要する経費	10/10	
<b>2. 調査および評価</b>		
(1) 調査 (2) 分析・評価 (3) 結果報告に係る費用 (4) 講師謝礼	10/10	
<b>3. 管理運営</b>		
	10/10	・上記1の事業実施1回につき60千円

※各記区分に掲げる細区分の事項は例示である。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 へ

団体名 \_\_\_\_\_

代表者・役職 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

助成金交付申請書

下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街販路開拓支援事業助成金

2. 事業名 品川区商店街販路開拓支援事業

3. 事業内容 (1) 計画書 別紙1

(2) 予算書 別紙2

4. 担当者 (1) 氏名

(2) 連絡先

電話番号：

FAX番号：

メールアドレス：

計画書

1	団体名
2	事業名
3	実施期間                      年    月    日 から                      年    月    日まで
4	実施場所
5	事業の具体的な内容
6	期待される効果



第2号様式（第7条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

様

品川区長

助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった助成金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街販路開拓支援事業助成金
2. 事業名 品川区商店街販路開拓支援事業
3. 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 へ

団体名 \_\_\_\_\_

代表者・役職 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

変更等承認申請書

年 月 日付文書番号で助成金の交付決定の通知があった助成事業の内容を変更（\*中止）したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街販路開拓支援事業助成金

2. 事業名 品川区商店街販路開拓支援事業

3. 変更（\*中止）の内容

4. 変更（\*中止）の理由

第4号様式（第8条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

様

品川区長

変更等承認決定通知書

年 月 日付で申請があった助成事業の内容の変更（\*中止）について、下記のとおり承認します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街販路開拓支援事業助成金
2. 事業名 品川区商店街販路開拓支援事業
3. 承認内容
4. 付帯条件

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

品川区長 へ

団体名 \_\_\_\_\_

代表者・役職 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

### 実績報告書

年 月 日付文書番号で助成金の交付決定通知のあった助成事業が完了したので、下記のとおり報告します。

### 記

1. 助成金の種別 品川区商店街販路開拓支援事業助成金

2. 事業名 品川区商店街販路開拓支援事業

3. 実施事業の報告

(1) 実施報告書 別紙1

(2) 決算書 別紙2

実施報告書

1. 団体名
2. 事業名
3. 実施期間                    年    月    日（ ）から                    年    月    日（ ）まで
4. 実施場所
5. 事業の具体的な内容
6. 事業実施後の効果

決算書

(単位:円)

経費名称	数量	単 価	金 額			備考
				対象経費	対象外経費	
合 計						
			総事業費計 A	対象経費計 B		

※「経費名称」欄

①販路開拓事業の実施経費、②調査および評価経費、③管理運営経費の順に記載願います

助成対象経費 (=B)	助成金確定額 C (=B×助成率)	団体負担額 D (=A-C)

「助成金確定額 C」

※算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合、端数は切捨てとなります

※算出した額が助成金交付決定額を超過した場合、助成金交付決定額が助成金確定額となります

区 分	積立金	負担金	借入金	その他
団体負担額Dの内訳				

文 書 番 号  
年 月 日

様

品川区長

助成金額確定通知書

年 月 日付文書番号で交付決定した助成金について、提出された実績報告書を審査した結果、助成事業の成果が当該助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認められ、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街販路開拓支援事業助成金

2. 事業名 品川区商店街販路開拓支援事業

3. 助成金確定額

(1) 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

(2) 確定額 \_\_\_\_\_ 円

第7号様式（第13条関係）

年 月 日

品川区長 へ

団体名 \_\_\_\_\_

代表者・役職 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

請 求 書

年 月 日付文書番号で確定額の通知があった助成金について、下記のとおり  
請求します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街販路開拓支援事業助成金

2. 事 業 名 品川区商店街販路開拓支援事業

3. 請 求 額 \_\_\_\_\_ 円

第8号様式（第14条関係）＊概算払の場合

年 月 日

品川区長様

団体名 \_\_\_\_\_

代表者・役職 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

概算払請求書

年 月 日付文書番号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり請求します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街販路開拓支援事業助成金

2. 事業名 品川区商店街販路開拓支援事業

3. 概算払請求理由

4. 請求額 \_\_\_\_\_ 円

(内訳)

交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

概算払受領済額 \_\_\_\_\_ 円

今回請求額 \_\_\_\_\_ 円

残 額 \_\_\_\_\_ 円

第9号様式（第14条関係）

年 月 日

品川区長様

団体名 \_\_\_\_\_

代表者・役職 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

助成金精算書

年 月 日付文書番号で確定額の通知があった事業が完了したので、下記のとおり精算します。

記

1. 助成事業の種別 品川区商店街販路開拓支援事業

2. 精算額等

(1) 精算額（確定額） \_\_\_\_\_ 円

(2) 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

(3) 概算払受領額 \_\_\_\_\_ 円

(4) 返還予定額 \_\_\_\_\_ 円

(5) 追給予定額 \_\_\_\_\_ 円

第10号様式（第19条関係）

年 月 日

品川区長様

団体名 \_\_\_\_\_

代表者・役職 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

財産処分承認申請書

品川区商店街販路開拓支援事業助成金により取得した取得財産等の処分について、下記のとおり申請します。

記

1. 処分予定の取得財産等に係る事業の名称
2. 処分予定の取得財産等の品目および取得年月日
3. 処分予定の取得財産等の取得価格（効用の増加した価格）および時価
4. 処分予定の取得財産等の設置場所
5. 処分予定方法
6. 処分予定理由